第百四十七条第二項第二号		
	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円

附則第十二条の三第四項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第二号中「平成二十一年十月一日（」の下に「同法第四十条第三号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第六項第五号において「排出ガス保安基準」という。）」に改め、「この号」の下に「及び第六項第二号」を加え、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。第六項第三号において同じ。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（第六項第四号及び第八項において「基準エネルギー消費効率」という。）」に、「次項及び第六項」を「以下この条」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第百四十七条第一項第一号イ		
	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千二百円	一万四千円
	四万七百円	二万五百円
第百四十七条第一項第一号ロ		
	二万九千五百円	一万五千円
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千円	二万二千五百円
	五万千円	二万五千五百円
	五万八千円	二万九千円

	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千円
	十一万千円	五万五千五百円
第百四十七条第一項第二号イ		
	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千円	六千円
	一万五千円	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万二千円	一万千円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千円
	四千七百円	二千四百円
第百四十七条第一項第二号ロ		
	八千円	四千円
	一万千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五百円	一万五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五百円	二万五百円
	六千三百円	三千二百円
第百四十七条第一項第二号ハ(1)		
	七千五百円	四千円
	一万五千百円	八千円
第百四十七条第一項第二号ハ(2)		
	一万二百円	五千五百円
	二万六百円	一万五百円
第百四十七条第一項第三号イ(1)		
	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円